

# 上水道加入金について

2019. 10. 1

量水器口径	一件当たり加入金	メーター使用料（毎月）
φ 13ミリ	44,000円	56円
φ 20ミリ	88,000円	104円
φ 25ミリ	132,000円	110円
φ 30ミリ	220,000円	157円
φ 40ミリ	375,100円	208円
φ 50ミリ	585,200円	770円
φ 75ミリ	1,317,800円	1,100円
φ 100ミリ	2,604,800円	1,570円
φ100を超える場合については協議の上決定する。		

①新設の場合（配水管から区画に新しく水道を利用するために水道工事を申し込む時）

《口径13ミリを加入された場合の必要経費》

加入金額 44,000円  
 申請手数料 500円  
 検査手数料 引き込み工事費総額に対する5%

②既設の場合（中止中の水栓を再開する時）

《口径にかかわらず同額》

再開栓手数料 4,000円  
 申請手数料 500円

③口径変更の場合（既存の口径から増径する場合）

《口径13ミリから口径20ミリに増径する場合の必要経費》

加入金額 44,000円（20mmの加入金－13mmの加入金）  
 申請手数料 500円  
 検査手数料 口径変更工事費総額に対する5%

④臨時給水の場合（工事等により臨時的に水道を利用する場合）

《2ヶ月間臨時給水する場合の必要経費》

臨時給水料金 10,400円（1ヶ月5,200円×2ヶ月）  
 申請手数料 500円

※配水管からメーターまでは水道課が管理します。

裏面へつづく

# 上水道使用料について

## 月額使用料

- ・基本水量  $0\text{m}^3 \sim 10\text{m}^3$ までは1,044円
- ・超過水量  $1\text{m}^3$ 毎に140円プラスされる
- ・メーター使用料 取り付けているメーターの使用料金額

《例》毎月の使用料（口径13ミリで1ヶ月使用料が $16\text{m}^3$ の場合）

基本水量使用料（ $10\text{m}^3$ まで） 1,044円

超過水量使用料（ $6\text{m}^3$ まで） 840円

メーター使用料 56円

---

1,940円

※下水道に加入している場合は、別途使用料がかかります。

詳しくは、吉野川市水道課施設係までお問い合わせください。

〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1

電話 0883-22-2256

FAX 0883-22-2254